

○東洋大学安全保障輸出管理規程

令和2年4月1日規程第8号

改正

令和8年4月1日規程第70号

東洋大学安全保障輸出管理規程

(目的)

**第1条** この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、東洋大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）について必要な事項を定め、適切な輸出管理体制を構築及び整備することにより、本学における輸出管理の確実な実施を図ることを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、本学における輸出管理については、外為法及びこれに関連する政令、省令、通達等（以下「外為法等」という。）の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、外為法等の定めるところによる。

(1) 「技術の提供」とは、次に掲げる行為をいう。

ア 非居住者又は特定類型該当者への技術の提供

イ 非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供

ウ 外国において技術を提供する行為又は外国に向けて行う技術の提供

エ ア、イ又はウを目的として技術情報が記録された記録媒体を輸出する行為

オ ア、イ又はウを目的として技術情報を電気通信により送信する行為

(2) 「貨物の輸出」とは、次に掲げる行為をいう。

ア 外国を仕向地として貨物を送付すること。

イ 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。

ウ 外国に向けて貨物を携行すること。

(3) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。

(4) 「需要者等」とは、技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。

(5) 「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

(6) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

(7) 「特定類型該当者」とは、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿易局第492号）の1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。

(8) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年10月11日政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15までの項に該当する技術をいう。

(9) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年12月1日政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1から15までの項に該当する貨物をいう。

(10) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。

(11) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、需要者等及び用途を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。

(12) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを300km以上運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

(13) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

- (14) 「開発等」とは、開発、製造又は使用（大量破壊兵器等については貯蔵を含む。）を行うことをいう。
- (15) 「教職員」とは、次に掲げる者をいう。
- ア 専任教職員（契約制等を含む。）、非常勤教職員（非常勤講師、非常勤嘱託、アルバイト等を含む。）など本学と雇用関係にある者
  - イ 本学の客員教授及び客員研究員
  - ウ 派遣契約に基づき本学の業務に従事する者
- (16) 「学生」とは、本学学部及び大学院の正規の学生のほか、研究生、特別研究生、特別聴講生、科目等履修生、聴講生等をいう。
- (17) 「部局」とは、学校法人東洋大学事務局の職制及び分掌規程（令和7年4月1日規程第39号）第3条第1項第1号に定める各部、室をいう。

（適用範囲）

**第3条** この規程は、本学の教職員及び学生が、本学における教育、研究その他の活動として行う全ての取引に適用される。

（基本方針）

**第4条** 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、取引に際し経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可の取得等必要な手続を行う。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（輸出管理最高責任者）

**第5条** 本学における輸出管理を確実に実施するため、輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

- 2 最高責任者は、この規程の制定改廃、外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築すること及び輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

**第6条** 最高責任者の下に、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、この規程の改廃案の作成、実施手順等の制定改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、指導、研修、監査のほか、この規程に定められた業務を行う。

（輸出管理責任者）

**第7条** 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、研究推進部長をもって充てる。

- 2 管理責任者は統括責任者を補佐し、該非判定の確認及び取引審査の承認のほか、この規程及び実施手順等に定められた業務を行う。

（部局輸出管理責任者）

**第8条** 各部局における輸出管理に関する事務を行うため、部局輸出管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置き、当該取引に係る事務を所管する部局の部長職（当該部局に事務部長を置く場合は事務部長）をもって充てる。

- 2 部局管理責任者は、当該部局における事前確認及び該非判定の承認のほか、この規程及び実施手順等に定められた業務を行う。

（輸出管理事務局）

**第9条** 本学に輸出管理事務局を置き、研究推進部産官学連携推進課をもって充てる。

- 2 輸出管理事務局は、統括責任者の統括の下、管理責任者の指示に基づき、本学の輸出管理に関する全学的な事務業務を行う。

（輸出管理委員会）

**第10条** 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会（以下

「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。
  - (1) 輸出管理に係る規程等の制定改廃に関する事項
  - (2) 輸出管理に関して統括責任者から諮問された事項
  - (3) その他輸出管理に関する重要事項
- 3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。
  - (1) 統括責任者
  - (2) 管理責任者
  - (3) 部局管理責任者のうち委員長が指名した者若干名
  - (4) 副学長のうち委員長が指名した者若干名
  - (5) その他委員長が必要と認めた者若干名
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 第3項第5号の委員の任期は、統括責任者の任期の範囲内で統括責任者が定め、再任を妨げない。
- 6 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。  
(事前確認)

**第11条** 教職員は、取引を行おうとするときは、所定の書式により、取引の対象となる技術、貨物、需要者等、用途その他統括責任者が指定する事項について確認し、取引審査の要否について事前に確認しなければならない。

- 2 教職員は、前項の事前確認のうち統括責任者が定めるものについて、部局管理責任者による承認を得なければならない。  
(需要者等及び用途確認)

**第12条** 教職員は、前条の確認に当たって、当該取引が輸出令別表第3に掲げる地域以外との取引に当たる場合、次の各号のとおり需要者等及び用途の確認を行う。なお、需要者又は技術を利用する者の確認に必要な情報を需要者又は技術を利用する者以外の者から入手する場合は、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 需要者等の確認に当たっては、需要者等が次の項目に該当するかを確認する。
    - ア 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
    - イ 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。
    - ウ 米国再輸出規制に係る規制対象主体、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。
    - エ 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
    - オ 提供ルート内関係者の存在又は身元に不審な点がある。
  - (2) 用途の確認に当たっては、技術又は貨物が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、次の資料又は情報により確認する。
    - ア 契約書その他取引に際して入手した資料
    - イ 需要者等からの連絡
- (該非判定)

**第13条** 教職員は、第11条の手続において、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて、次の各号のとおり該非判定を行う。

- (1) 本学で研究開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいて該非判定を行う。
  - (2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、入手先からの該非判定書又はそれに相当すると判断される資料(以下「該非判定書等」という。)を入手できる場合は入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合は、入手先からの該非判定書等の入手を省略することができる。
- 2 教職員は、前項の該非判定の結果について、部局管理責任者による承認を得なければならない。  
(取引審査)

**第14条** 教職員は、次の各号に該当する取引を行う場合、所定の書式により部局管理責任者を通じて

統括責任者に取引審査を申請する。

- (1) 第11条により取引審査の手続が必要とされた場合
  - (2) 大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合
  - (3) 取引審査の手続が必要か否かについて不明又は疑義がある場合
- 2 管理責任者は、前項の申請があった場合には、当該取引について審査し、経済産業大臣の許可が不要でありかつ国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがないと判断した場合、当該取引を承認する。
  - 3 統括責任者は、前項の審査の結果、当該取引について経済産業大臣の許可が必要でありかつ国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがないと判断した場合、取引審査の最終的な承認を行う。
  - 4 教職員は、取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に仕様の変更又は追加が生じた場合には、改めて第1項の手続を取らなければならない。

(取引許可にかかる申請等)

**第15条** 統括責任者は、前条第3項における承認により、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となる取引について、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

- 2 教職員は、外為法等により経済産業大臣の許可が必要な取引について、経済産業大臣の許可を得ていることを確認しない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

**第16条** 教職員は、技術の提供をするにあたり、第11条から第14条までの手続が終了していること及び手続の時点から技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員は、前2項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

**第17条** 教職員は、貨物の輸出をするにあたり、第11条から第14条までの手続が終了していること及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員は、前2項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生した場合には、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、部局管理責任者を通じて管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 管理責任者は、前項の報告があった場合には、事実関係を把握し、統括責任者と協議の上、必要な措置を講ずる。

(特定類型該当者の確認等)

**第18条** 教職員のうち本学と雇用関係にある者は、自らが特定類型該当者であるか否かについて、統括責任者が定める手続に基づき誓約をしなければならない。

- 2 前項の誓約後に誓約内容に変更が生じたときは、速やかに改めて前項の誓約をしなければならない。

(輸出管理実施手順等)

**第19条** 統括責任者は、この規程に基づく輸出管理の円滑な実施を図るため、事前確認等の書式及び審査フロー等必要な手続を規定する実施手順等を別に定める。

(指導)

**第20条** 統括責任者は、教職員及び学生に対し、最新の外為法等の周知、その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う。

(研修)

**第21条** 管理責任者及び部局管理責任者は、統括責任者の指示の下、教職員に対し、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、輸出管理に関する研修を計画的に行う。

(学生が取引をする場合の取扱い)

**第22条** 本学における教育、研究その他の活動として取引を行おうとする学生は、指導教員等関係する教職員の協力を得て、輸出管理に係る手続を教職員に準じて行わなければならない。

(監査)

**第23条** 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。

(文書管理及び記録媒体の保存)

**第24条** 教職員は、統括責任者の統括の下、管理責任者の指示に基づき、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から7年間保存しなければならない。

(報告)

**第25条** 教職員は、外為法等又はこの規程に違反する、又は違反のおそれがある事実を知った場合は、速やかに部局管理責任者を通じて管理責任者にその旨を報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告があった場合には、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき、又は違反したおそれのあることが判明したときは、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。

4 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

**第26条** 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及びこの規程に違反した場合には、東洋大学就業規則（昭和25年3月1日施行）に基づき懲戒処分の対象とする。

(事務)

**第27条** 輸出管理に関する事務は、研究推進部産官学連携推進課が主管する。

(雑則)

**第28条** この規程に定めるもののほか、輸出管理に関して必要な事項は、別に定める。

(改正)

**第29条** この規程の改正は、学長が委員会及び各学部教授会の意見を聴いて、常務理事会に提案し、常務理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日規程第70号）

この規程は、2026年4月1日から施行する。